

<別紙2>

介護保健施設サービスについて
(令和4年10月1日現在)

1. 介護保険証の確認

介護保健施設サービスは、要介護認定をお受けになった要介護1～要介護5の方にご利用頂くことが出来ます。入所お申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービスの概要

当施設は、介護を必要とする利用者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、ひとりひとりの状態や目標に合わせたサービスが施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険1割負担分(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度と、ご利用いただく居室の種類によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

※一定以上の所得のある65歳以上の方は利用者負担が規定割合になります。

※基本型か在宅強化型のどちらかの基本料金となります。

	項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本型	個室	714円	759円	821円	874円	925円
	多床室 (二人室・四人室)	788円	836円	898円	949円	1,003円
在宅強化型	個室	756円	828円	890円	946円	1,003円
	多床室 (二人室・四人室)	836円	910円	974円	1,030円	1,085円

※新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価として令和3年9月末までの間、上記基本料金に0.1%上乗せさせていただきます。

項目	金額	備考
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	34円/日	家庭復帰率等の国の定める基準に適合しており、在宅復帰施設としての役割を果たしている場合 (基本型基本料金の場合のみ)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	46円/日	家庭復帰率等の国の定める基準に適合しており、在宅復帰施設としての役割を果たしている場合 (在宅強化型基本料金の場合のみ)
夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤職員について基準を上回る人数を配置している場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上、勤続10年以上の職員が占める割合が100分の35以上の場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位数 ×3.9%	処遇改善等の仕組み作りや介護職員処遇改善を実施している施設が、利用者に対してサービスを行った場合
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位数 ×2.1%	処遇改善等の仕組み作りや介護職員等の賃金の改善等を実施している施設が、利用者に対してサービスを行った場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数 ×0.8%	処遇改善等の仕組み作りや介護職員等の賃金のベースアップ等を支援している施設が、利用者に対してサービスを行った場合
初期加算	30円/日	入所日から30日以内の期間について加算
短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	入所日から3月以内の期間で、個別リハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	認知症の方に、生活機能の改善を目的とした、個別リハビリを行った場合(入所から3月以内。週3回を限度)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、褥瘡が発生するリスクが認められた入所者に対し、他職種で褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施し、評価結果等を厚生労働省に提出した場合 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、褥瘡が発生するリスクが認められた入所者に対し、他職種で褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施し、評価結果等を厚生労働省に提出した場合 又、評価の結果、発生するリスクがあるとされたが褥瘡の発生がない場合 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可

項 目	金 額	備 考	
排せつ支援加算 (Ⅰ)	10円/月	排せつに介護を要する利用者に、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれ、他職種共同で支援計画書を作成し、支援を継続して実施し、評価結果等を厚生労働省に提出した場合 ※(Ⅰ)～(Ⅲ)は併算定不可	
排せつ支援加算 (Ⅱ)	15円/月	排せつに介護を要する利用者に、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれ、他職種共同で支援計画書を作成し、支援を継続して実施し、評価結果等を厚生労働省に提出した場合 その結果排泄の状態が改善すると共に悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合 ※(Ⅰ)～(Ⅲ)は併算定不可	
排せつ支援加算 (Ⅲ)	20円/月	排せつに介護を要する利用者に、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれ、他職種共同で支援計画書を作成し、支援を継続して実施し評価結果等を厚生労働省に提出した場合 その結果排泄の状態が改善すると共に悪化がないかつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合 ※(Ⅰ)～(Ⅲ)は併算定不可	
自立支援促進加算	300円/月	医師が自立支援に係る医学的評価を入所時に行い、多職種の者が共同して支援計画に従ったケアを実施していること 又、3月に1回支援計画の見直しを行い、評価結果等を厚生労働省に報告した場合	
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	40円/月	入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等)を厚生労働省に提出している場合	
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	60円/月	入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等)に加えて疾病の状況や服薬情報を厚生労働省に提出している場合	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33円/月	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書を作成し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合 又、実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合	
安全対策体制加算	20円/日	安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所初日のみ)	
栄 養	再入所時栄養連携加算	200円/回	入所者が退所後病院へ入院し、退院後当施設へ再入所する際、前回入所時より栄養管理が大きく異なり、病院の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合
	栄養マネジメント強化加算	11円/日	栄養ケア計画を作成し、食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施し厚生労働省に栄養状態等の情報を提出した場合
	経口移行加算	28円/月	経管栄養の方に、経口移行計画を作成して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合
	経口維持加算 (Ⅰ)	400円/月	摂食機能障害や誤嚥が認められる方に、食事の観察等を行い、経口維持計画を作成して、栄養管理を行った場合
	経口維持加算 (Ⅱ)	100円/月	摂食機能障害や誤嚥が認められる方に、食事の観察等を行い、経口維持計画を作成して、協力歯科医療機関と共に栄養管理を行った場合
	口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を月2回以上行った場合
	口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を月2回以上行った場合 又、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
	療養食加算	6円/回	医師の発行する食事箋に基づき、糖尿病食などの療養食を提供した場合(1回あたり。1日3回を限度)
認 知 症	認知症ケア加算	76円/日	認知症専門棟(1階療養棟)へ入所した場合
	認知症情報提供加算	350円/回	認知症の確定診断のため専門医療機関へ受診する際に、情報提供を行った場合(入所期間中に1回を限度)
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断し、緊急で入所した場合(入所日から7日を限度)
	若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症入所者に対して利用者ごとに個別の担当者を定め、介護保険施設サービスを行った場合

項目	金額	備考	
外泊時費用	362円/日	家庭へ外泊をされた場合（1月に6日を限度。基本料金に代えて、居住費と合わせてお支払い頂きます）	
	800円/日	家庭へ外泊をされ、施設が在宅サービスを提供した場合（1月に6日を限度。基本料金に代えて、居住費と合わせてお支払い頂きます）	
ターミナルケア加算	80円/日	死亡日以前31日以上45日以下	
	160円/日	死亡日以前4日以上30日以下	
	820円/日	死亡日前日及び前々日	
	1,650円/日	死亡日	
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450円/回	入所前・後に居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画や診療方針の決定を行った場合	
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480円/回	入所前・後に居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画や診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標と、退所後の生活に係る支援計画策定にあたってカンファレンスを行い決定した場合	
退所時	試行的退所時指導加算	400円/回	入所期間が1月を超える入所者が退所又は試行的に退所する場合において、退所後の療養上の指導を行った場合
	退所時情報提供加算	500円/回	退所後の主治医または、社会福祉施設等に対して情報提供を行った場合
	入退所前連携加算（Ⅰ）	600円/回	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	入退所前連携加算（Ⅱ）	400円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	訪問看護指示加算	300円/回	訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合
治療	緊急時治療管理	518円/日	利用者の容体が急変した場合に所定の対応を行った場合（1月に1回連続する3日を限度）
	特定治療	所定単位数	所定の治療を行った場合
	所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239円/日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎について所定の治療を行った場合（1月に1回連続する7日を限度）
	所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480円/日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎について所定の治療を感染症対策に関する研修を受講した医師が行った場合（1月に1回連続する10日を限度）
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	100円/回	かかりつけ医に、状況に応じて処方の変更する可能性があるとして説明し、入所中服用薬剤の総合的な評価を行い、退所時又は退所後1月以内に かかりつけ医に情報提供を行った場合	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240円/回	かかりつけ医に、状況に応じて処方の変更する可能性があるとして説明し、入所中服用薬剤の総合的な評価を行い、退所時又は退所後1月以内に かかりつけ医に情報提供を行った場合 又、服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100円/回	かかりつけ医に、状況に応じて処方の変更する可能性があるとして説明し、入所中服用薬剤の総合的な評価を行い、退所時又は退所後1月以内に かかりつけ医に情報提供を行った場合 又、服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合であって6種類以上の内服薬が、1種類以上減少した場合	
地域連携診療計画情報提供加算	300円/回	所定医療機関退院時の情報に基づいて診療計画を作成し、利用者の治療を行う場合（入所期間中に1回を限度）	

(2) 居住費 (1日あたり)

介護保険の 利用者負担段階	従来型個室	多床室
第4段階	1,670円	560円
第3段階②	1,310円	370円
第3段階①		
第2段階	490円	370円
第1段階	490円	

(3) 食費 (1日あたり)

介護保険の 利用者負担段階	負担限度額	朝食	昼食	夕食
第4段階	1,630円	320円	680円	630円
第3段階②	1,360円	295円	575円	575円
第3段階①	650円			
第2段階	390円			
第1段階	300円			

*限度額を超えて食費をいただくことはありません。

(4) その他の料金

項 目	日 額	備 考	
日用品費 (入浴有)	205円	リンスインシャンプー (10円)、トリートメント (10円)、ボディソープ (10円)、洗顔フォーム (10円)、ボディスキンミルク (10円)、バスタオル (103円)、白タオル (21円)、おしぼり (31円)	
日用品費 (入浴無)	155円	バスタオル (103円)、白タオル (21円)、おしぼり (31円)	
嗜好飲料代	70円	コーヒー・カフェオレ・ミルクティー・レモンティー 抹茶オーレ・カルピスウォーター・りんごジュース オレンジジュース・しょうが湯・あめ湯・梅こぼ茶等	
電気代	55円	電気器具類、それぞれ1点につき	
洗濯代	550円	1kgあたり (1月合計の重量)	
	528円	ドライクリーニング (上着・毛布)	
	242円	ドライクリーニング (上記以外のもの)	
教養娯楽費	実費	クラブ活動の材料等	
理美容代	実費		
文 書 料	6,050円	国市町村・保険会社提出用	
	660円 ~ 3,850円	その他のもの	
室 料	個 室	1,350円	103.104.107.108
		2,000円	204.205.207.305.306.307.308.309
	二 人 室	550円	315
		1,100円	206
		1,650円	208.209